

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日
都市計画部学園地区市街地振興課

国家公務員宿舎跡地（吾妻 2-13-1、2-13-6、2-14）に係る留意事項

●法令等に基づく事項について

- ・対象地の一部は、建築基準法第 86 条第 1 項の認定（一団地認定）を受け、複数の建築物の敷地が一の敷地とみなされる特例を受けています。既存の認定が必要なくなる場合は、同法第 86 条の 5 に基づく認定の取消申請が必要です。また、新たな一団地認定を必要とする場合は、改めて認定申請が必要です。
- ・つくば市無電柱化条例の無電柱化区域に該当しますので同条例をご確認ください。
- ・当該地に接する県道土浦境線は茨城県告示第 321 号において車両の出入口設置を禁止する箇所指定されています。
- ・区域内に歩行者専用道路 4-4072 号線（P）から吾妻公園への通路又は歩道状空地を設置し、地域住民の駅への回遊性や利便性の向上に努めてください。

●ペDESTリアンデッキの法面部分について

- ・区域内には、ペDESTリアンデッキ（歩行者専用道路 4-4072 号線（P））の法面部分が存在していますが、これは道路の構造を支えるうえで必要なものです。工事により道路が崩壊するであろうと知っていながらもあえて工事を行った場合や危険性を十分予測可能であるにもかかわらず道路管理者に対策を行う時間的余裕を与えなかった場合、道路法第 43 条が適用されることがありますので、必ず事前につくば市道路管理課と協議願います。